

山口労雇均発 0806 第 1 号
令和 2 年 8 月 6 日

山口県経営者協会 会長 殿

山口労働局雇用環境・均等室長



働き方改革推進支援助成金の交付申請期限等の延長について（周知依頼）

日頃より、労働行政の推進に格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、新型コロナウイルス感染症対策として設けられた働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）の交付申請期限等が下記のとおり延長されました。

つきましては、御多用のところ恐縮でございますが、本助成金の利用促進が図られるよう、別添リーフレットを御活用いただき、傘下企業の皆様に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、リーフレットの追加送付や電子データの送信を希望される場合は担当までお申し付けください。

記

1 延長について

- ・ 交付申請期限：7月29日→9月30日まで延長
- ・ 事業実施期間：7月31日→9月30日まで延長
- ・ 支給申請期限：9月15日→11月16日まで延長

2 配布リーフレット

働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）のご案内

5部

お問い合わせ先

雇用環境・均等室【担当：鈴木】

TEL：083-995-0390 FAX：083-995-0389

E-mail：suzuki-ai@mhlw.go.jp